

専決処分の承認を求ることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 11 月 14 日

大磯町長 池田 東一郎

(理由)

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 344,421 円
- 2 賠償の相手方 個人（詳細省略）
- 3 事故の概要 令和 7 年 10 月 9 日（木）午前 9 時 50 分頃、国府小学校県道側出入口門において、台風接近による強風で南側の門扉が閉まり、来校した個人が所有する普通自動車の左側後方部に接触し、損傷させた。
- 4 対応の経過 令和 7 年 10 月 9 日 事故発生
令和 7 年 11 月 17 日 示談締結

